

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準

次のいずれにも該当しない農地であること。

- (1) 耕作放棄地など、農地として利用することが著しく困難な場合。
(例えば、松等の木本類(直径 5cm 以上)や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)
- (2) 一区画あたりの面積が狭小(10アール未満、(樹園地の場合2アール未満))の場合。
- (3) 農作業に必要な機械(コンバイン、作業運搬車など)が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。

【参考】

基準	広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等	遊休農地の借受条件（案）
内容	<p>1 借受できない農用地等</p> <p>(1) 農業振興地域以外の農用地等</p> <p>(2) 共同所有の場合は持分の過半の共同所有者の貸付同意がない場合。</p> <p>(3) 未相続の場合は持分の過半の相続権者同意がない場合。</p> <p>(4) 筆界未定の農用地等</p> <p>(5) ほ場整備事業等において土地改良区に対する賦課金未払い等がある場合</p>	
	<p>2 <u>以下に該当する場合は、借受希望者に集積することで効率的に活用できる場合や借受希望者が確保できる見込みのある場合を除き借受農用地等リストに掲載しない。</u></p> <p><u>なお、集団的なまとまりのある農地の中に存在する場合や農業的利用を図るため基盤整備事業の実施等が計画されている農用地等は含まない。</u></p> <p>(1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合（例えば、松等の木本類（直径 5cm 以上）が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地）</p> <p>(2) <u>募集区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情を勘案し農用地等の貸付が行われる見込みがない場合。</u></p> <p>(3) <u>当該農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められない場合。</u></p> <p>(4) <u>当該農用地等の賃貸借料が、近傍の農用地等の整備状況等生産条件等からみて適切であると認められない（概ね3割を超える）場合。</u></p> <p>(5) 一区画あたりの面積が狭小（<u>水田の場合3アール未満、樹園地・畑の場合1アール未満</u>）の場合。</p> <p>(6) 農作業に必要な機械（コンバインなど）が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。</p>	<p>(1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合（例えば、松等の木本類（直径 5cm 以上）や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地）</p> <p>(2) 一区画あたりの面積が狭小（<u>10アール（樹園地の場合は2アール）未満</u>）な場合。</p> <p>(3) 農作業に必要な機械（コンバイン、作業運搬車など）が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。</p>